

第7期 第3回阪南市自治基本条例推進委員会 会議録（概要）

名称	第7期 第3回自治基本条例推進委員会
開催日時	令和6年1月17日（水） 午後6時30分～
開催場所	阪南市役所3階 全員協議会室
出席者	【委員】新川委員長、壬生副委員長、北浦委員、田中委員、齊藤委員、佐渡委員、堀委員 小谷委員、尾川委員、小坂委員、高垣委員 11人出席 【市】 未来創生部 水口理事 藤原未来創生部理事（兼）政策共創室室長、御坊谷室長代理、岩下総括主査、根来総括主事
傍聴人数	0人
議題	○（仮称）阪南市地域まちづくり協議会条例の制定について再検討の報告
資料	○資料1 （仮称）地域まちづくり協議会条例 検討のまとめ ○資料2 （仮称）阪南市地域まちづくり協議会条例（素案） ○参考資料1 （仮称）地域まちづくり協議会条例施行規則（たたき台）
会議	<p>あいさつ</p> <p>委員長 皆さんこんばんは。本日もよろしくお願ひいたします。さて、前回ご議論をいただいた内容に基づき、部会の方でご検討をいただきました。その結果、ご報告をいただくような案が出て参りました。本日はその再検討のご報告をいただき、このまちづくり協議会条例の案についてご審議をいただければと思っております。それでは本日の次第に基づき、順次進行をさせていただきますしたいと思います。</p> <p>本日の案件は、先ほど申し上げましたこの1件だけです。まずは、この（仮称）阪南市地域まちづくり協議会条例の制定についての再検討の報告を、部会でのご検討の状況等を踏まえて事務局からいただければと思います。</p> <p>【（仮称）阪南市地域まちづくり協議会条例の制定について再検討の報告】</p> <p>事務局 （仮称）阪南市地域まちづくり協議会条例の制定について再検討の報告について資料1と資料2、参考資料1に基づき、事務局より説明。</p> <p>（推進委員からの意見、質疑・応答）</p> <p>委員長 ありがとうございます。前回の当推進委員会でご議論いただいた内容を踏まえて、部会でご議論とご提案をいただいています。副委員長から何か補足や追加がございましたらお願いいたします。</p> <p>副委員長 1点だけ確認したいことがあります。私の確認漏れで申し訳ございませんが、資料2の第2（部会長）条定義の(5)協働と以下の文に、自治基本条例という文言は入っていましたか。</p> <p>事務局 協働の定義につきましては、以下の文に自治基本条例という文言はありませんでした。その文言は解説に入っているため、合わせるのであればそちらを削除した方がいいかなと思います。</p> <p>副委員長 その点は私の確認漏れで申し訳ございませんでした。部会ではおそらく自治基本条例と文言と合わせていこうという話になっていたと思いますので、修正していただいた方がいいのではないかと思います。</p> <p>続けて、自治基本条例推進委員会でいただいた意見を踏まえて、部会で議論させていただきます。条例の内容だけではなく、条例ができた後のその具体的な運営について関心が高かったと思います。</p> <p>まず、一点目について、部会でも様々な意見が出ていましたが、部会に限らず、市民の方々や市内で活動されている団体の現状や声を踏まえた上で具体化していく必要があるのではないかなという話になりました。この点を熟考していただきたいということです。</p> <p>もう一点は、先ほどの話と関係しますが、このまちづくり協議会の条例は市民の生活に大きな影響を及ぼす条例であると思います。これは自治基本条例のところにあると思いますが、パブリックコメント等の市民参加の手続きをきちんと取り、市民の声を丁寧に聞いた上でその結果もきちんと反映させて条例化していくことをお願いします。</p> <p>委員長 ただいま、副委員長から修正案を併せてお話しいただきました。その他、部会に携わった委員の方々で何か追加して話があれば先にお伺ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>委員 参考資料等を読むと、第4条でその認定に関して市長は、次のいずれにも該当する団体を認定するとなっています。この(1)から(4)のいずれにも該当する団体ということで、私達が現在取り組んでいるまちづくり協議会は、第3項の自治会等及び市民公益活動団体が参画している団体に参画していませんよね。まちづくり協議会は全く新しい団体であるため、この認定には入らないのかという疑問を抱きました。</p> <p>委員長 本日の参考資料についての疑問ということで、事務局からご説明できますか。</p> <p>事務局 委員から先ほど話がありましたのは、参考資料ではなく資料2の第4条の認定ですね。第4条の第3号は自治会等及び市民公益活動団体が参画している団体が、まちづくり協議会として認定されると規定しています。</p> <p>先ほど委員が述べた質問について、既存団体には、自治会や市民活動団体というものが参画していないため、その認定には当たらないのかと受け取りましたが、よろしいですか。したがって、条例上では、まちづくり協議会という形で認定にはならないかと思っています。しかしながら、まちづくり協議会がおおよそ出来るような話になった際に、一つの構成団体としてそれにご参画いただくこと、また独立して自分達の団体としてそのまま活動される事も問題ないかと思っています。</p>

委員	団体を創設する場合は、この条件でなければならないということですね。
委員長	先ほど第4条の第4号の読み方について議論をいただきました。如何でしょうか。
委員	自治会で助け合い等、既に活動しているものはまちづくり協議会に該当しますか。
事務局	条例上で認定されるようなまちづくり協議会は一つの団体だけではなく、その地域の中にある様々な団体がネットワークを組み、一つの大きな組織を作るということがイメージとしてあります。 一つの団体が色々な取り組みをしているため、それがまちづくり協議会になるということにはならないという解釈をしていただければと思っています。
委員	先ほどの問題の中で、条文では自治会等及び市民活動団体が参画している団体となっています。ここで「及び」という文言があるため、自治会と市民活動団体の両方に入らなければならないということですね。 先ほど、事務局が「地域内の市民活動団体」と述べていましたが、それはさらに広い範囲の地域活動団体でなければならないかと感じました。 地域まちづくり協議会を設定するとして、その地域内だけで活動する市民活動団体である必要はないと考えてよろしいですか。
事務局	そのようにお考えいただければと思います。必ずしも自分達で決めた範囲内でしか活動されない団体でなければならないということではなく、それを別に広げて活動されている方もまちづくり協議会の一員として参画していただくことは問題ないと思っています。
委員	先ほどの説明では、緑ヶ丘や箱の浦のまちづくり協議会は異なるものであるというように聞こえてしまいました。緑ヶ丘も特定の一つの団体ではなく、様々な団体と手をつないで現在の形になったため、該当するのではないかと思いましたが。
委員	地域の自治会は、校区福祉委員会にも入っています。色々な老人会等も一緒にしています。また、公園の整備する助っ人グループも材料費のみ支払えばペンキ塗りや電球の交換等を無料で行ってくれる団体も入っています。これで該当しなければ、いくら条例を作ったとしてもまちづくり協議会に該当し得ないのではないのでしょうか。
事務局	少し私の認識の齟齬がありましたが、要は自治会という一つの団体として色々な事を多岐にわたり取り組んでいるとしても、それはまちづくり協議会になり得ないという話でした。 委員が述べたように、地域として取り組んでいる事としては、自治会や校区福祉委員会、老人クラブ、助っ人グループといった多様な団体組織が、その地域の範囲で活動されています。そこで一つの組織としてまちづくり協議会であると申請等をいただければ、それは該当し得るのではないかなと思います。
委員	自治会という私達の中にも自治会の役員や、公益団体の要職の方が入っています。また、この表現は自治会、例えば箱の浦自治会の名前も入ってなければならない、その公益団体の名前も入って全体でまちづくり協議会を構成しているという、きちんとした組織のネットワークがこの新しいまちづくり協議会になると思います。個人的に入っている等は該当しないですね。
委員長	あくまでも、団体として地域まちづくり協議会に参画することを決定して、この協議会のメンバーになっていただくことがおそらく前提であると思います。 したがって、緑ヶ丘も既にそのようになっていれば、資格が十分にあります。個人レベルで色々なところの役員をやっている方が勿論いますが、そのような方々が集まっているためこの協議会になれるということではないという理解です。それでもいいところもあるかもしれませんが、今回のご提案はこの協議会についてはあくまでもそのような地域の活動団体、自治会という組織がネットワークを作るといふ部分に主眼を置くというふうにご理解をいただければと思います。
委員	私の住む地域には400件程度の住宅がありますが、自治会に加入する件数は77件です。未加入の300世帯をどのようにまとめるのでしょうか。果たして地域の中で役員など代表者を決める事ができるのでしょうか。 このような地域において、まちづくり協議会に対しての参画をするのであれば、行政がその地域の方に、このようにするためよろしいですかという案内又は賛同しなければならぬかと思えます。 新年早々、能登半島の震災がありましたが、被災者の中には自治会に入っていない方もいたと思います。地域が孤立した際の対策にも影響があると思います。その辺りも踏まえてお願いしたいです。
委員	資料2の第4条で、次のいずれにも該当するという文があることにより、団体を結成する際にかなり困難な状況になるのではないかと思います。ここはいずれにもではなく、いずれかに該当するという文言でなければならないでしょうか。
委員長	4つの条件が出されていますが、この4つの条件のうち1個だけでも満たすならば認めても良いのではないかとご意見だと思えますが、事務局いかがでしょうか。
事務局	ご指摘のとおり、なかなか難しいのではないかと思います。現在、地域として規約を持っているケースがあると思います。他にも、その規約の定めたルール通りに代表を選ぶということは、大抵組織を立ち上げる際に作られるかと思えます。難しいのは(3)や(4)がもしかすればネックになるかなという気がします。しかしそのような部分は、地域一体として捉えた際に、多様な方々を巻き込んで多角的な視点で地域をよりよくしていきたい等の部分をやはり重視していきたいと思っています。 要は一部の人がまちづくり協議会ですとなれば、偏りが出てしまうようなところもあるかと思っています。したがって我々としては、(1)から(4)まで含めて多様な方が参画していただく組織、ネットワークを作ってまちづくり協議会を立ち上げていただきたいと思います。

委員長	事務局の説明より、この4つの条件は何とか達成していただかなければ、市としてまちづくり協議会を認定することは難しいのではないかとということがお考えのようです。
委員	<p>これまでのご議論の中で、少し感じた部分があります。実際に運用していくにあたり、様々な不安や心配事に自治会の現状があり、行政は行政でその認定条件をどう判断するのかという話があります。</p> <p>それらをどのようにすり合わせるのか、様々なケースが出てくると思います。まちづくり協議会の形は幾つかのパターンがあるという話しも伺いました。協議会のあり方は様々な団体が参画して、そのネットワークを作っていくことかなと思います。自治会や団体で役割と機能がそれぞれ異なる部分があるため、今後何かイメージできる資料があればいいかなと思います。</p>
委員	<p>皆さんの議論を拝聴していると、まちづくり協議会はかなりイメージが湧きづらいものかなと感じました。</p> <p>資料2の第5条の活動を見ると、この協議会の役割や活動自体が、例えば具体的にはごみ拾いをするのではなく、あくまで頭の部分。様々な団体や非常に主体的な個人である市民を含み、まず活動がネットワークの構築を行う点が一つとあります。</p> <p>また、地域計画の策定がこの協議会の活動の主たる役割でしょうか。例えば地域で本日まちづくり協議会が出来れば、自治会に対してこのような事をしないかという働きかけを積極的に行っていく。地域をより良くするために色々な事を考えるという役割かと感じました。そのように解釈してよろしいですか。</p>
事務局	<p>はい。解釈としてはそのように思っていただけだと思います。委員も述べていますが、要はこのまちづくり協議会というものを本当にいざ進めていくということになれば、地域内の団体、一個人も含めてそれがどのような形になるのかが非常にイメージが湧きにくいのが率直なところかなと思っております。</p> <p>やはり行政としては、この辺りを市民や団体の皆様にどれだけわかりやすくお伝えをしていけるかが非常に重要なと考えております。</p> <p>その辺を丁寧に作り込み、ご説明等々を行っていきながら、設立団体が一つでも出来るようにと考えています。</p> <p>あくまでこれは自発的に生まれてくるものだと思っております。行政の方からこうなさいと命令されて作っていただくというものではおそらく長続きしないと思われず。</p> <p>そのようなものではなく、自発的に地域の方から立ち上げて、さらに自分達の地域をよりよくしよう。このように活動を行いたいというところから生まれる組織というのが非常に望ましく、継続性があるのではないかなと考えています。そこに引き着くためには、いかに丁寧にご理解いただきながら意識醸成等を図っていけるかが重要であり、行政の非常に重大な責務かなと考えています。</p>
委員	<p>私の住む地域では、校区福祉委員会というものが、自治会会長、老人会代表、民生委員、PTA等が網羅されています。</p> <p>これまでの説明を聞いていますと、まちづくり協議会の活動がどうしても我々が取り組んでいる校区福祉委員会の活動と重複すると感じました。</p> <p>我々の範疇を超えた活動としては、買い物難民の対策や、或いは地域資源の活用、それから空き家対策等です。地域の課題は、我々福祉の関係を越えたところにおそらくあるとは思いますが。その辺を課題として挙げるとすれば、新しくまちづくり協議会が必要という気もします。</p> <p>校区福祉委員会では、「福祉」といいながら、様々な行政の事を取り組んでいます。したがって、その分け方や役割の重複が少し気になりました。それが福祉委員会の役割と重複する点はどのように整合性を取っていくのでしょうか。</p> <p>一方で、まちづくり協議会が校区福祉委員会や他のメンバーも含め、より広い議論になれば、さらに若者が参画していただけるだろうという期待があります。</p>
事務局	<p>まちづくり協議会の設立となった際に、当然メンバーとしては校区福祉委員会や自治会等様々な団体が想定されます。</p> <p>その中で役割というものが基本的にはそれぞれの得意分野の中がメインになってくるのではないかなと思っています。校区福祉委員会は、特に「福祉」に特化されていますので、その部分は、校区福祉委員会にまちづくり協議会としてはお任せいたします。また、自治会については、その異なる部分をまたお任せしますという形に最終的になっていくのではないかなと考えています。</p> <p>それが必ずしも福祉委員会だから福祉のみなのかといえば、そのようなことではないかなと思っております。その地域の中において、このような活動も必要であり、そこには福祉委員会も協力しますよねというようなことも当然生まれてきます。</p> <p>また、委員が述べるように、若い世代の方々もおられるとします。そのような方々にも大勢参画いただいた際に、若者のアイデアを踏まえ、校区福祉委員会としてはこのような事も取り組めるかもという形で連携を図りながら活動していくイメージになるのかなと思っております。</p> <p>伝わりやすい事例がなく、先ほど委員から意見があったように非常にわかりにくい。この辺りが市民の方々や現在活動されている団体、また代表者の方が非常に気になるかなと思っております。</p> <p>行政として、よりわかりやすく伝えるところが重要なかなと思っております。</p>
委員	<p>先ほどの校区福祉委員会の件ですが、要するに現在の校区福祉委員会には福祉、社会福祉協議会、自治会も参加しています。</p> <p>そのことから、現在の校区福祉委員会がまちづくり協議会のある意味サンプルだとイメージを持っています。したがって出来るのであれば、校区福祉委員会の中で今後、まちづくり協議会が取り組んでいくこと、例えばその問題点の議論や地域の特性をどのように生かすか等について一応議論していただければと私は思います。ただ、現在の校区福祉委員会は、例えば現在参加している自治会等、何かそのようなものを決定する場合に決定機関としての役割があるかもしれませんが、それは明確なものではないと思います。まちづくり協議会であれば、例えば一つの自治会に決定する場合一票を与える等をやはり決定していかなければならないと思います。</p> <p>それは別として、とりあえずそのような問題点や特性をどのように生かしていく等についての議論を始めていただいた方がいいのではないかと私は思っています。</p>

委員長	校区福祉委員会が励んで活動していますので、地域のある種のまとめ役にもなっておられるということもあります。この位置付けとどのように整合性をとり、まちづくり協議会を成立させるかという議論もあろうかと思えます。
委員	私がなぜこれを問題視したかといえば、参考資料1の施行規則の第2条に認定の申請手続きがあります。そこには、条例第〇条第〇項の規定により、認定を受けた団体となっていますよね。そのため現在はこの項目の何項かに該当すれば認定と、文としてはそうなっています。ただ事務局の説明どおりであれば、すべて該当するため、条例第4条の規定によりというような第4項等が抹消されるはずだと思います。その辺りで私も少し質問させていただきます。
委員長	事務局、何かご説明ございますか。
事務局	条例の施行規則の方はご指摘どおり、〇の部分に第何条等と数字を記載すれば非常にわかりやすかったかなと思っています。よって参考資料1の第2条の認定の申請手続きの冒頭にある、条例第〇条第〇項の規定によるという部分の第〇項は不要であり、条例第4条になるかなということですか。
委員	違います。
副委員長 (部会長)	第4条は2項ありますよね。第2項に前項と記載してありましょね。したがって認定することができるのが第1項です。説明した事がわかりますか。第4条は第1項と第2項があるから、説明するとすれば、施行規則の第2条は条例の第4条第1項の規定によるというように数字を記載することになります。
委員	用語の件について質問があります。条例の第4条で認定となっています。他の協議会の条例を見てもそのようになっていますが、認定という言葉はいわゆる法律用語としてはおそろくないと思います。いわば認可となりますよね。ここでいう認定という言葉はどのような意味でしょうか。これはおそらく認可という意味合いであると思いますが、その場合これは認可にした方が理解しやすいかなと思います。認定という言葉は他でも使用されていますので、ある程度の意味はあるのかなと思いますが。基本的に行政法であれば、許可や認可、免許という一定の言葉があり、それぞれ意味が明確です。そのため出来れば認可の方がいいかなと私は思います。可能であれば顧問弁護士の事務所、中央総合法律事務所に一応確認していただき、訂正するのであれば訂正していただく。このままでいいというのであればそれでいいですが。一応そこを明確にさせていただいた方がいいかなと私は思っています。また細かい部分ですが、第2条第5号の協働の説明の中で、互いの特性を尊重しながらとありますが、この互いという言葉は誰と誰を指しますか。自治基本条例でもおそらく同様であると思いますが、これはおそらく一般的には行政と市民であると思います。それ以上に、例えば市民層まで含むかどうかも考えられます。したがってこれは主語が明確でないですよね。私の認識の範囲内ですが、よってこれは本来的にはやはりある程度主語を明確に言えて、やはり書いた方がいいかなと思います。
委員長	ただいま、認定と協働の定義についてご意見をいただきました。もし事務局の方から何かございましたらお願いします。
事務局	まず、協働の部分で互いという言葉は、協働を行っていく上で相手方が出てきます。したがって対行政もそうですし、対団体、まちづくり協議会の中の団体同士でもそうです。対一個人も個人と団体もあり得ます。そのような形で、その相手となる方ときちんとお互い理解をしながら、尊重しながら行っていきましょうということでご理解いただければと思います。また、対行政だけではないということでご理解いただければなと思っております。一つ目の認定と認可について、基本的に現在当局では認可ということになっています。要はその団体が法律上で、その行おうとしている行為が有効になるためには認可が必要であるような表現がほぼ一般的に使用されます。そのようなことではなく、どちらかといえばこの行政の権限の中、そのような事実があると認めるということで考えられれば認定という言葉は妥当と考えています。この辺につきましては、当然法制執務の方とリーガルチェックを受けながら条例の方は制定して参りたいと思っております。
委員	目的は、まちづくり協議会そのものを作るのではなく、地域の問題、課題解決のためにまちづくり協議会を作れば、地域がより良くなるということですよね。それをどのように伝えていくかが、まちづくり協議会を作れば、このように楽しく明るい繋がりができるまちになるということを行政と主体となっているメンバーで伝えていくことが重要なかなと思います。あまりルール作りや文言にこだわりすぎれば、それを聞いているだけで頭が痛くなってくるので、その辺をよろしく願いいたします。
委員長	本来の趣旨を間違えないようにという意見をいただきました。
委員	先ほどのご意見に対して、また文言にこだわるような気がするためかなり恐縮ですが、「互い」という部分に関しては私もかなり違和感がありました。副委員長が述べたように、自治基本条例と用語をまぎれないように合わせる事は理解できません。ただ自治基本条例の方では、市民、議会、執行機関が「互い」と思っていました。それはそのような解釈でよろしいでしょうか。先ほどの事務局の説明ではやはり少し概念的に矛盾があると思います。自治基本条例には市民や市議会、執行機関の役割がきちんと明確化されていますが、まちづくり協議会条例ではそのようなものが出てきません。先ほどの委員のご意見に便乗しますが、もう少し具体性があつた方がいいのではと感じました。あと一点、とても些細な言葉の問題にこだわり恐縮ですが、第2条の定義の(4)地域まちづくり協議会において、前回の「小学校区単位以下」という表現はとても違和感があり、今回「概ね小学校区以下」と訂正していただきました。しかしこれは以内という文言ではいけないのかと疑問が生じました。以下という文言が、やはりまだ違和感がありますので、やはりエリア、地域平面でするので以内という文言でいいのではないかなと思いますが、いかがですか。

事務局	範囲の方につきましては、基本的に小学校区というものをよく用いる形になります。最大の大きさが小学校区範囲までかなと考えております。これも必ずしも小学校区ではなく、あくまで概ねですので、もう少し広い範囲で捉えていただいても構わないかなと思っています。最大がそれですので、表現が「以下」なのか、「以内」なのか。これは当局としては以内でも問題ないかなと思っています。
委員	一般的に違和感がなければ、私はこだわりませんが、今回ここで「以下」ということが個人的には少し違和感がありました。
委員	資料2の第4条の認定のところですが、いきなり市長は次のいずれかにも該当する云々とありますが、基本的にやはり申請があって初めて認定できるのではないかなと思います。したがって何かそのような文言はやはり必要かなと思いますが、いかがですか。
事務局	当局といたしましては、先ほど委員長が述べましたように、第9条の委任を受けて施行規則というものを設けていく予定です。その手続きの中でそのような認定を受けようとする団体はこのような事を提出しなくてはならないという形をしています。読み取りとしてはいけるのかなと考えていたので、少しこのような表記を用いているというようなところで。
副委員長 (部会長)	第4条第3項はいかがでしょう。そこには第1項に規定する認定に関する手続きは市長が別に定めるとありますよね。一心体裁的には整っていますが、いきなり市長がという文言が来る事が理解しにくいということであれば話が変わってきますし、工夫する余地があるのかもしれません。
委員	第5条の活動ですが、活動か役割かは別にして、第2項に情報共有と記載されています。これは個人的に表現としては非常に弱いと考えています。例えば、役割として地域からの情報の収集や分析、活用。或いは地域の意見を協議、調整、決定といったものが情報関係であれば、具体的に記載した方が理解しやすいかと思いますが、いかがでしょうか。
副委員長 (部会長)	部会では、具体的に記載すればいいという議論までには至っていませんでした。確かに条文を読んだだけではこの情報共有が何を指すかというのは理解しにくい部分もありますが、条文に足すのかどうか。周知を行う際により具体的なチラシ等説明文書を作成すると思っていますので、そちらの方で対応していくのかは検討の余地があると思っています。
委員	一意見としてですが、今回この条例は最初に出るものなので、どこまでその具体化することはルールに縛られる可能性が少し気になることもあります。おそらく何年後かに条例が見直されると思いますが、その際にこれではやはり弱いよね、もう少しこの条例においてルール化した方がいいよね、という議論になるのか。施行規則の中に記載すべきなのか。恐れ入りますが、私はその辺りについて全く知識がありませんが、そこは様子見でしょうか。今回はこの段階で見て、さらに具体的にされた方がいいのであれば、そうしてもいいのかなと思います。
事務局	具体化することで縛られるという部分が個人的に少し気になりました。しかし、委員が述べられるように活発に活動してもらうためには、やはり議論いただいて、それを情報収集する、分析するという文言を記載することでそれを行おうと思っているところもあります。またそこまで記載しなくてもいいのかなと思いましたが、これはあくまで個人的な意見です。情報共有の部分ですが、基本的に地域の住民へ、ではなく住民との情報を共有するということになります。要はその相互関係が一定見られるかなというところがあります。また、委員が述べたように、地域がどのようなことを課題として捉えているのか。どのようなことをニーズに感じているのかは当然把握しなくてはならないと思っています。その部分を含め、実際立ち上げに際しては、まちづくり協議会として、地域との情報収集、共有、発信というところを行う旨をガイドラインに記載したいと思っています。事務局としては、条例上では、一旦、このような形で「市民との情報共有」程度にとどめておいてもいいかなと考えています。
委員	議論がかなり煮詰まってきたのかなと思いますが、具体的には、それを地域にどのように落とし込んでいくかという時期をある程度決めていただきたいのが一つです。また、行政が通常開催している地域説明会等については、参加者はおおよそ決まっているように感じます。これまで関わりのなかった方や必要性を感じていない方々にどのように伝えるかがこれからの課題かなと思いました。
委員長	ありがとうございました。少し今後の予定などについてもご質問ございました。事務局でもしお考えのことがあれば、現段階での見通しについて見込み程度で構わないですが、いかがでしょうか。
事務局	条例については、市民の方にこのような条例を作りましたということを皮切りに、まちづくり協議会を一人でも理解していただくというためにも広報・周知が一定必要と思っています。パブリックコメントを実施して、可能な限り、時間を割いて説明を行い、ご理解いただく。これらに注力して、徐々に地域に広げていこうと思っています。条例制定後も研修会の実施等という形で市民の皆様へ理解を深めていただきたいと思います。皆さん、素晴らしい色々な角度からご意見いただきまして誠にありがとうございます。委員が述べたように、まちづくり協議会が何のために我々がこれを進めたいか、やはり地域課題を解決してよりよいまちづくりを行いたい事が大きな目的です。そのためには、やはり皆さんにこの内容を理解して運用していただくことが最も重要であると私も思っています。実はこの2年間かけて10回ほど、自治会役員や様々な各種団体の方にお集まりいただきまちづくりに関する研修を開催しています。先進地の事例を踏まえた説明会・研修会を長らく実施して、地域の皆さんにも同じくご議論いただいています。しかし、まだまだ周知が足りていないというのが実感です。条例を作った後も、対象となる団体の方も含め、市としても説明の機会を設けなくては、地域の皆さんが主体となって活用していただくまで辿り着かないのではと懸念しています。条例を制定するだけではなく、この仕組みを活用して、地域の方々によりよいまちづくりを進めていただける段階まで持っていかなければ、何のために作ったかわかりません。地域の皆様にご理解いただけるよう、丁寧な説明をこれからも行い、まちづくり協議会設立に向けて全力で取り組みたいと考えています。

委員	<p>事務局にお聞きしたいのですが、説明会での反響は如何なものでしょうか。まちづくり協議会を作ることにより、どのようなメリットがあるのかというイメージが湧かなければ、なかなか自主的に手を挙げてこれやります、とはならないと思います。どのような地域で声があがり、こんなことに取組みたいという意見は出ていますか。</p>
事務局	<p>正直に申しますと、地域によって温度差が非常に大きいと感じています。このような協議会を作った方がいいよねと思われている地域もあれば、我々地域ではまだそこまで必要ない、そもそも興味関心が薄いと思う地域もあるのが現状です。</p> <p>これまでに開催した説明会・研修会等では、地域の皆さんにそれぞれ課題を出し合っていたいただきました。どの地域もやはり、役員の高齢化や担い手不足、若者の参加が少ない等の課題を抱えています。</p> <p>全国的にみるとさらに高齢化が進んだ地域も多く存在します。そのような地域では既にまちづくり協議会を作りながら、地域課題を一個ずつ解決されている地域がありますので、それらの事例を紹介させていただきました。</p> <p>すでに委員の意見にも出ていますが、箱の浦地域は、地域支援活動に早期から取り組まれ、成功されている。我々としても先進的な地域の1つだと認識しています。</p> <p>今後、色々な地域で多様なネットワーク化が進み、さらに多くの人々が参加することでその部分を広げていきたいと思っています。</p> <p>また、小学校区という単位の区域を一つの目標として皆で出来ればいいなということで、我々も箱の浦にも勉強させていただくところが多くあります。そのようなところを勉強しながら、共に地域を盛り上げていきたいと思っています。</p>
委員	<p>先ほどのこの条例に興味や関心があるかというところで、この推進委員会は公開になっていますよね。市民の皆さんに見に来てくださいとさらに伝えなくては行けない。</p> <p>あと、市議会議員は、本条例をどのように思われていますか。議員は見に来ることが出来ますよね。今後条例を制定する、議決を巡る側になります。その辺りで興味や関心は如何かと感じました。わかる範囲で構いません。</p>
事務局	<p>まちづくり協議会を作っていくための下地を作っているという話は、議会の方にも報告は所々で行っています。</p> <p>したがって、ある程度ご理解いただいているという認識です。興味・関心が高い議員もいますので、条例やまちづくり協議会についても多く質問をいただいています。</p> <p>先ほどの地域力研修という形で研修を行い、まちづくり協議会とはこのようなものであるということ伝えていきます。また、アンケートも実施しています。</p> <p>おおむね感触の方は、まちづくり協議会について「理解する」というような回答は多かったと思います。</p> <p>この条例を設置して、地域から反対されるということはないかなと私は思っております。ただ、我が事として考えた際にどこまで踏み込めるのかということについては温度差があるかなと私は感じております。</p>
委員	<p>先ほどの協議会の進捗状況に関係すると思いますが、例えば小学校区でいくと計12校区ですか。条例が出来ると即すべて行うということですか。</p> <p>そうではなく、例えば岐阜市では平成16年から令和4年まで順次に出てきますよね。よって、出来るところから行っていけばいいかなと思いますが、いかがでしょう。</p>
事務局	<p>我々もそのように思っています。強制的に我々が決めて行うということではなく、自主的に行っていただくことを望んでいるということです。</p> <p>しかしながら、人口減少や地域の共助の崩壊も踏まえながら考えなければならないということもあります。市として、可能な限り、その辺を注視し、どのように関わっていくのか、支援していくのかということは検討したいと思っています。</p> <p>条例制定後については、自主的に持続可能性を考えながら行っていただける地域から取り組んでいきたいと思っています。</p>
委員	<p>本条例制定後、市民の方がそれを活用して活動団体を徐々に増加させていく、これが目的かと思いますが、そのようなことであれば、やはり資料2の第4条の第3項の自治会等が参画しなければならぬという状況がどうも私は納得がいかないです。</p> <p>皆に団体を作り、急速に活動してもらおうという趣旨があれば、第4項の地域の市民が、希望に応じて活動に参加することができる団体という部分が最も重要な項目のような形がしています。</p> <p>それから自治会や校区福祉委員会の参加に関わらず、全く関係ない独立した活動として協議会を作った方が私にはいいのではないかと思います。</p> <p>なぜならば、私達が作っているまちづくり協議会は、高齢者問題を解決するというところで、これは自治会の役員は2年ごとに交代している役員では継続して問題解決が出来ないため、別の組織を作り発足させた経緯があります。</p> <p>そのような立場があり、私達は自治会にもう一度メンバーを組み替えてと言うことは出来ませんよね。以上の事から、もしさらに活動団体を増加させ皆で行っていかうということであれば、さらに低い条件にさせていただきたいと思っています。</p>
委員長	<p>事務局、先ほどのご意見に関して何かございますか。</p>
事務局	<p>箱の浦まちづくり協議会が出来てきた経緯には、そのような経過があったということはお聞きして理解しました。</p> <p>ただ本市としましては、やはり自治会や校区福祉会と共に皆さんも一緒に取り組むことで、よりよいまちづくりが出来るのではないかと考えているところです。</p> <p>一つの団体のみで行うよりも、やはり複数の団体が繋ぐネットワークで繋がることにより、より大きな効果を生み出すのではないかと本市は考えています。</p> <p>そのような部分を可能な限り支援していくことがよりよいまちづくりに繋がるのではないかと考えているので、ご理解いただけたらありがたいなと思っています。</p>
委員	<p>箱の浦のまちづくり協議会は、自治会とは全く関係ないというわけではないですよね。</p>
委員	<p>はい。お互いに協力し合っています。</p>

委員	では問題はないと思います。
委員長	事務局からご説明をお願いします。
事務局	先ほどの委員の説明を聞きますと、中には校区福祉委員にも自治会の役員にも入っている方もいて、すでに一緒に活動を行っているということですね。 そのような意味では、他の団体とも手をつないで行っていくことも、中でお話し合いしていただければ可能になるのではないかと気がします。そこは難しいところでしょうか。
委員	当然現在は全員で行っていますが、条例としてここに書いてあれば、その団体がきちんと入ってなければならないというようにと読み取れますが。
委員	そうすれば極論として、自治会が解散すればもはや無理になりませんか。 例えば自治会を解散せざるを得ない状況で、自治会が解散しました。ただその地域には、他に校区福祉委員等他の団体の組織があります。それでは出来ないということですか。私はそれは違うと思います。そこは解釈と運用論であると思います。よって、その自治会で出来る、出来ないという議論ではなく、その小学校区内で様々な団体が集まり、協議会を作りますということかなと思います。
委員	先ほどの話で、そもそも小学校区をイメージされており、それよりも狭いエリアでもいいのではないかと話だと思ひまして、一住宅地の一自治会を単位としては考えてないということですね。
事務局	例えば、近い将来解散しそうな自治会があります。その自治会が解散してもその地区を含んだ住宅地一体エリアで作るというイメージが出来るということですね。 具体的な話になってきますが、我々としてはイメージとして、やはりこれから自治会活動が困難な地域も出てくるだろうと思っています。 そのようなところでも自治会活動が出来ないという地域にこそ、このまちづくり協議会の中に入れていただいて、共に活動をしていかなければならないと思っています。そのような地域も入れなければ、まちづくり協議会を作る意味もないのかなと思っています。自治会等というところの中で読めるのではないかと思っています。いかがでしょうか。 この自治会等という言葉は、第2条の定義から引用しています。第2条の自治会等のところで、一定の区域内の住民等で構成された、地域住民等の福祉や振興の向上のため活動する組織ということなので、必ずしも自治会に限ったという表現ではないということもあります。 したがって極論として、エリアを定めた中にすべて自治会が解散しました。しかし校区福祉委員会は存在するとしてもそれは組織としては成り立つかなと思っています。ただそのようなことは基本的にないかなとは思っております。先ほど委員が述べたように、大きな範囲の中で、とある一つの区域のみ自治会が解散したとしても、当然そこはエリアの範囲の中であり、要は希望に応じて参画もいただけるような組織になっているということが前提にありますので、そこは問題ないかなと思っています。
委員	先ほどの議論にも関係しますが、例えばその自治会の構成員ですよね。その協議会で、例えばこうするという一つの決定をする場合に、議決権をどこに誰に幾ら与える等はかなり難しい部分があるのではないかと思います。
委員長	ありがとうございます。それぞれの協議会をお決めになればいいだけのことでありますが、事務局はそのあたり何か現時点でお考えがあればお願いします。
事務局	基本的にまちづくり協議会として活動していく。当然協議会の組織になりますので、会長をトップに役員等が存在する形になります。 基本的にまちづくり協議会の中で決定とすれば、その役員会の中で議決を経て、組織の決め事として取り組んで進めていくということが、一般的にはそうかなと思っています。 それとその他、極論として多くの部会を生じて副委員長に言って、少しの権限を与えるというような例もあるかもしれませんが、その辺はまちづくり協議会の形態により差は生じてくるのかなと思っています。
委員	基本的には総会が意思決定機関としては最も上だと思いますが、役員のみで決める事は成り立つのでしょうか。
委員	私の経験上ですが、私は、NPO法人の運営のサポートに携わらせていただいたことがありますが、NPO法人の場合は毎年、年に一度総会を開催しなければならないということがあります。それ以外に理事会を開催するということがあります。総会は必ず毎年行わなければならないので、それは社員とその法人に携わっている方々が投票で議決を得ます。そこで総会をメインにするか、それとも理事会をメインにするかというその法人団体の中での方向性があり、その役員で方向性をある程度決めて、承認を得るという方法があります。また、全員できちんと決めるべきだと言って、総会で毎年決めていくという方法があります。 したがって、そこは団体のその運営、運用の仕方によるということがあるので、そこは団体の中で、総会で決めるか、それとも役員で決めるかはその団体で決められればいかなと考えています。
委員	先ほどの話ですが、私の認識として総会は基本的に役員で決めて、そこで最終的に議決されますよね。よって、基本的に役員のみで決めるということはありません。

委員長	<p>もちろん、地域まちづくり協議会自体は役所が決めるようなものではなく、地域の皆様が自主的に作る組織です。どのような運営方法をするかは地域の皆様が相談して決められていくということになります。ただし、市長が認定していき、阪南市での社会的、法的な地位を与えようということですので、そのための最低限度の条件は市の側でも定めたいということです。</p> <p>この条例の第4条第1項の第1号に、どのような団体にするか自分達できちんと文言を明確にして決めてくださいという規約を定めることになっております。そこはこの条件に、そのような内容をきちんと決めていただければよろしいということだろうというように理解しています。</p> <p>どのような具体的な内容になるかはそれぞれにお任せをすることになると思います。もう一方で、何もなければわからないので役所で何かその雛形を作成してくださいという話はどこかで出てくるかもしれませんが、それはもはや今後の話ということになるかもしれませんね。その他いかがでしょうか。</p> <p>第4条のそれぞれの規定についていろいろご議論いただきましたが、ある意味では最低限度、この基準程度は満たしていただかなければ、市として本当に地域の中で皆に認めていただけるような団体としては、このくらいは条件を整えてくださいという基準であるというご理解をいただければと思っています。裏を返せば、そのようなものだというふうに、この第4条第1項と第2項、それから各号を読んでいただくことが基本だと思いますので、どの程度市民の皆さん方の活動やその実態に沿う形でこれを解釈するかはやはり改めて行政側の力量が問われているとお考えいただければと思っています。</p>
委員	<p>その他、各条項につきましてご意見ございましたらいただければと思いますが、いかがで条例の作り方や検討の方法に関係しますが、現在、資料2で一応素案が出来ています。これで一応骨格が出来たと考えていいのでしょうか。</p> <p>順序としては骨格を作り、それから中の条文を精査していく。その過程で、条文の追加や削除等も出てくると思いますが。</p> <p>そのため、これからはいわゆるこの条文の内容の精査に移行していくのかなと思いましたが。見ている限りでは、やはり訂正すべき部分等は見当たりますが、移行する方向に向かっていくのかなと考えています。</p>
委員長	<p>本日、素案がこのような形で出ております。今後の審議の仕方にも関わりますので、もし事務局の方で少しお考えがあればお願いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>今期の推進委員会でこの条例の素案をご提示させていただき、熱心にご議論をいただいてありがとうございました。皆様のご尽力でここまで作り上げてきていただくと当局として認識しています。</p> <p>基本的に、骨子としてはこの方向でいきたいなと思っておりませんが、本市の法制執務担当において、用語の齟齬が無いのか、それこそこのような表現が条例上ふさわしくないかというリーガルチェックを同時に行っています。そのような部分をクリアしたうえで、今度パブリックコメント等を踏まえ、皆様の意見をお聞きし、その意見を条文を追加する必要があれば追加原文のままであるかどうか。それは、今後市民の皆様のご意見を踏まえながら、条例を作って参りたいなと思ってます。</p>
委員	<p>ここまで約一年間、私も参加させていただき、現在の素案が出来上がりました。私はこの一応条例を以って実施して、そのあと何か問題があれば、その時点で修正していくという形でまずはこれでスタートしてもいいのではないかと考えます。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。基本的に自治基本条例の推進委員会の場というものは、自治基本条例に関わる様々な制度や仕組み運用についてのチェック機関という役割を果たしています。</p> <p>そのような部分については、将来にわたり議論する機会が公式にあるかと思えます。また実態を踏まえ、いろいろ議論は当然できると思っています。</p> <p>先ほど委員から意見がありましたが、骨格としては今回お示しをいただいた条例素案。この枠組みはこれで了解しましたということで、各委員、よろしゅうございますか。</p>
各委員 承認	
委員長	<p>それでは本日もいろいろとご意見いただきました。最終案に向けて少しまだ、特に第2条の定義や協働のところ、場合によっては本文のところでは直さなければならないということもありません。このような部分をもう一度チェックしていただければと思います。</p> <p>また自治基本条例との整合性、或いはこの協議会条例の特殊性をどのように考えるかも改めて検討しなければならぬところがあるかもしれません。この辺りは問題、指摘をいただいていますので事務局でも少し丁寧にご議論をいただければと思っています。</p> <p>条例の条文につきましては、今後精査をしていただいてよりよいものに、また市民の皆様方の色々なご意見いただきながら、最終的に議会の議決をめざしていくということでご了解をいただけたかと思えます。そのような方向で今後、丁寧に進めていただければと思います。なお、委員の皆様方からはこの条例の案の策定に際しまして、やはりこれが出来た後はどうするのかということご心配をいただきました。本当に市民生活に大きく影響するような提案です。</p> <p>もし、仮に今後よりよい案を整え、そして制定をされるということになった際には、これがよりよい成果を出していけるよう、ぜひ事務局でも全庁を挙げてこの条例の趣旨を広く知っていただきますようお願いいたします。</p> <p>この目的に沿った活動が地域の中で徐々に生まれてくる、それを行政として助言や支援、場合によっては連携して活動を支援していくような活動をより具体的に展開していただく。そのための市としての具体的な施策や方針を今後期待したいということで、各委員からはご意見をいただいたかと思えます。</p> <p>これからまだ素案の段階ですので、内容を詰めていく作業も大変かと思いますが、まず当推進委員会としては、この素案の枠組みを了承させていただきました。したがってこれに基づき、事務局の方で今後よりよい案のまとめに向けて、さらに慎重に議論を重ねていただければと思っています。</p> <p>それでは本日の議題の3番目、(仮称)阪南市地域まちづくり協議会条例の制定について再検討の報告。そしてそこで示された素案について、ご審議をいただきました件につきましては以上にさせていただきたいと思いますが、各委員よろしゅうございますか。</p> <p>それでは本日予定しておりました案件についてもう一つ、その他がございます。事務局の方から何かご報告事項等がありましたらよろしく願いいたします。</p>

【その他について】

事務局 今後のスケジュールについて説明。

(推進委員からの意見、質疑・応答)

委員長 ただいま、今後の日程等々につきましてご案内がありました。次回の当推進委員会は4月、次年度になりそうだということでご案内をいただきましたが、何かこれらの点につきまして、ご質問やご意見はございますか。

委員 先ほどの年度内にパブリックコメントの実施とありましたが、これまでに行われたパブリックコメントはおそらく市民が知らない間に開始して、知らない間に終了することが多々あったと思います。
これは本当に市民にとって重要な条例なので、そのパブリックコメントの宣伝等、多くの方に知っていただけるようなこれまでとは異なる案を出していただきたいなと思います。

委員長 これまでも当推進委員会で話題になりましたが、パブリックコメントを行ってもなかなかご意見が集まらないというケースも随分多かったです。
よって今回はそのような事がなく、これまでに例を見ないパブリックコメントにぜひ仕立て上げていただければと期待しております。どうすればいいのか私もあまり良いアイデアは浮かびませんが。ぜひ、委員の皆様方からもいろいろご助言をいただければと思っております。その他、よろしいでしょうか。
それでは本日予定をしておりました案件すべて、熱心にご議論いただきまして終了とさせていただきます。

司会 委員長ありがとうございました。以上をもちまして、第7期第3回阪南市自治基本条例推進委員会を閉会とさせていただきます。今後とも活発なご議論いただきますよう、どうぞよろしく願いいたします。本日は長時間に渡り、ありがとうございました。